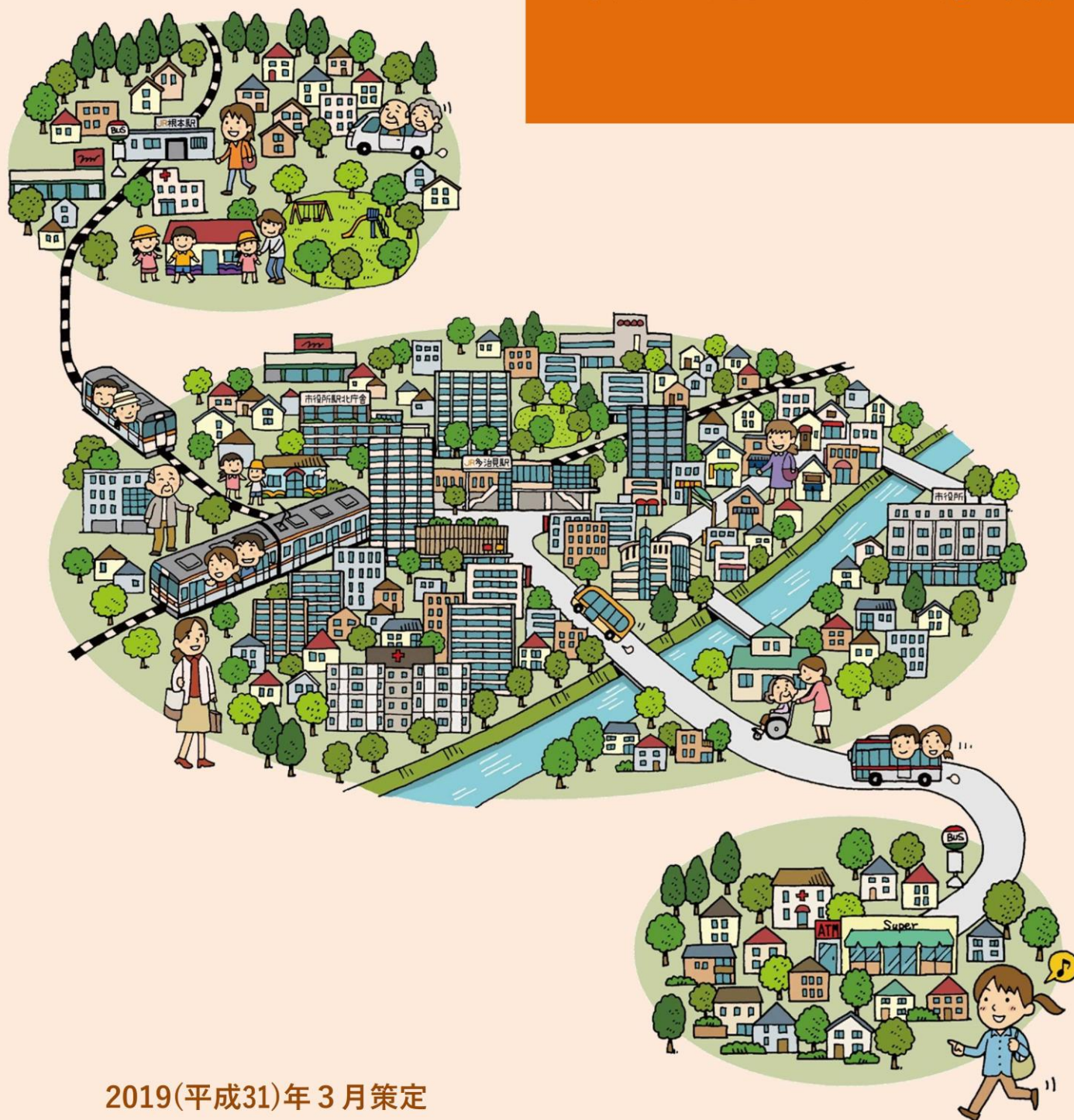


多治見市 立地適正化計画

人にやさしく、活力を生み出す
「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現



2019(平成31)年 3 月策定
2024(令和 6)年 3 月改訂

多 治 見 市

人にやさしく、活力を生み出す「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現

「ネットワーク型コンパクトシティ」に向けたまちづくりを推進するため、多治見市立地適正化計画を改訂しました。

我が国では、全国的に人口減少や少子高齢化の問題を抱えています。本市においても同様の状況にあり、人口減少社会に対応したまちづくりを進める必要があります。

そうした中、本市では、令和6年4月より第8次多治見市総合計画がスタートします。総合計画では、「市民が主役！躍動するまち 多治見」を目指すまちの姿として掲げ、ネットワーク型コンパクトシティの考え方のもと、人口減少社会においても持続可能なまちづくりを進めてまいります。

立地適正化計画は、生活に必要な各種サービス施設（誘導施設）の立地を維持することで生活利便性の低下を抑制し、それによって居住環境を整え、将来も市街地として成り立つ人口密度を維持することを目的としています。市内に中心拠点と地域拠点を設定し、その間を交通ネットワークで結ぶことで、日常生活に必要な各種サービスを住民が身近で享受できるまちを目指してまいります。

なお、これまで市民全体を対象に提供してきた行政サービス（道路・水道整備など）は従来どおり実施していくもので、本計画に位置づける誘導区域内外を条件に制限等を設けるものではありません。

本計画は、平成31年3月に策定してから5年が経過し、施策等の評価時期を迎え、総合計画や他計画と連携した誘導施策の見直し及び都市再生特別措置法の改正に伴う防災指針を追加する必要があることから改訂しました。

人口減少に対応しながら、本市がいつまでも住みたい、住み続けたいまちであり続けるための取組を進めてまいります。皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月吉日
多治見市長 高木 貴行

目 次

序章 はじめに

1	計画策定の背景と改訂の目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3

第1章 都市の現状と将来の見通し

1	都市構造の分析	4
1-1	人口	4
1-2	土地利用	6
1-3	都市機能	8
1-4	公共交通	9
1-5	産業	10
1-6	地価動向	11
1-7	自然災害	13
1-8	行財政	14
2	多治見市が目指す将来都市像	15

第2章 都市構造上の課題の整理

1	都市構造上の課題	16
---	----------------	----

第3章 立地適正化に関する基本的な方針

1	立地適正化に向けたまちづくりの方針	18
2	立地適正化に向けた誘導方針	19
3	その他の方針	19

第4章 都市機能誘導区域等の設定

1	都市機能誘導区域の設定の考え方	20
2	都市機能誘導区域の設定	21
3	誘導施設（機能）の設定	24

第5章 居住誘導区域の設定

1 居住誘導区域の設定の考え方	29
2 居住誘導区域の設定	30
3 都市機能誘導区域と居住誘導区域のまとめ	37

第6章 誘導施策

1 誘導施策の体系	39
2 誘導施策	41
3 届出制度	48
4 その他の地域（居住誘導区域外）について	50

第7章 防災指針

1 防災指針とは	51
2 防災指針の策定	52
STEP 1 災害ハザードの整理と災害リスクの分析	52
STEP 2 防災上の課題の整理	70
STEP 3 防災上まちづくりの取組方針	71
STEP 4 防災に関する具体的な取組	72

第8章 計画の推進

1 数値目標	74
2 計画の進行管理	78

資料編

1 前計画の評価	81
2 拠点別の誘導区域と誘導施設（機能）	83
3 防災指針におけるその他の整理・分析	101
4 用語集	132